

## 桶川市合併処理浄化槽設置指導要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽又は高度処理型合併処理浄化槽(以下「合併処理浄化槽等」という。)の設置及び既存単独処理浄化槽から合併処理浄化槽等への転換及び維持管理の指導を行うことにより、生活環境保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活排水 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第8項に規定するし尿その他生活に起因する排水をいう。
- (2) 浄化槽 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (3) 合併処理浄化槽 し尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽で、生物化学的酸素要求量(以下この号において「BOD」という。)の除去率90パーセント以上、法流水のBODが1リットル当たり20ミリグラム(日間平均値)以下の機能を有するものをいう。
- (4) 既存単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律(平成12年法律第106号)附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (5) 高度処理型合併処理浄化槽 窒素若しくはリン除去能力を有する合併処理浄化槽をいう。

(6) 公共用水域 水質汚濁防止法第2条第1項に規定する河川、湖沼その他公共の用に供される水路をいう。

(7) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。

（対象地域）

第3条 この要綱の対象となる地域は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項及び第25条の3第1項に規定する下水道事業計画の認可を受けた区域を除く区域とする。ただし、市長が特に必要と認めた地域については、対象地域とすることができる。

（建築主の責務）

第4条 前条に規定する対象地域において、生活排水を公共用水域に排出する建築物を建築しようとする者（以下「建築主」という。）は、環境汚染の原因とならないよう合併処理浄化槽等の設置又は既存単独処理浄化槽から合併処理浄化槽等への転換するよう努めなければならない。

2 建築主は、前項の規定により合併処理浄化槽等を設置しようとするときは、建築基準法第6条第1項に基づく建築確認申請書を提出するときに、合併処理浄化槽設置届出書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（既存建築物所有者及び使用者の責務）

第5条 既存建築物の所有者及び使用者は、当該建築物から排出される生活排水が公共用水域の汚濁の原因とならないよう合併処理浄化槽等の設置又は既存単独処理浄化槽から合併処理浄化槽等への転換するよう努めなければならない。

2 既存建築物の所有者又は使用者が合併処理浄化槽等を設置しようとする場合は、その設置者は浄化槽法第5条第1項の規定

による届出をするときに、合併処理浄化槽設置届出書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（協議）

第6条 合併処理浄化槽等の設置者は、公共用水域に処理水を放流する場合は、公共用水域の管理者と協議しなければならない。

2 放流に起因して生ずる第三者との紛争は、すべて設置者の責任において解決しなければならない。

（設置完了届）

第7条 第4条及び第5条の規定により合併処理浄化槽等の設置を完了した者は、速やかに合併処理浄化槽設置完了届出書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

（維持管理）

第8条 合併処理浄化槽等の所有者及び使用者は、当該合併処理浄化槽に定められた保守点検及び清掃を行い、浄化槽法第7条及び第11条に規定する法定検査を受け、常にその機能が良好な状態に保持できるよう維持管理しなければならない。

2 市長は、前項の維持管理について必要な指導をすることができるものとする。

（施行業者の責務）

第9条 合併処理浄化槽等工事を施工する者は、法29条の規定に従い、かつ、浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令（昭和60年厚生省・建設省令第1号）第1条に規定する浄化槽工事の技術上の基準に適合するよう施工しなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

この告示は、平成14年10月1日から施行する。